

新型コロナウイルス感染予防措置に関する基本情報（9月3日更新）

～バーレーンに入国・滞在する皆様へ～

※赤字下線部が更新箇所

1 バーレーンにおける新型コロナウイルス対策

- (1) 現在、公共の場やモール内等ではマスクの着用が義務づけられています（運転中及び運動中のマスク着用の必要はありませんが、ウォーキング中は着用する必要があります）。マスク着用義務違反者には、その場で20BDが科されます。
- (2) 日本からの入国者で新型コロナワクチン非接種者は、入国後10日間の自宅若しくは政府指定隔離施設での隔離が求められます。隔離期間中に外出した場合は、3か月以下の懲役及び1,000BD以下の罰金が科されます。
- (3) 当国における主な新型コロナウイルス感染予防措置は以下のとおり。

○ 4段階（緑、黄、オレンジ、赤）の警戒レベル別対処方針

バーレーンでは7月2日から、平均検査陽性率（検査数に対する感染者数の平均比率）及び集中治療室の逼迫度に基づいて、以下4つの警戒レベルが設定されています。

- (ア) 緑: 14日間にわたり、平均検査陽性率が2%以下
- (イ) 黄: 7日間にわたり、平均検査陽性率が2%～5%
- (ウ) オレンジ: 4日間にわたり、平均検査陽性率が5%～8%
- (エ) 赤: 3日間にわたり、平均検査陽性率が8%以上

○ 9月1日、新型コロナウイルス対策国家医療タスクフォースは、9月3日から、緑色警戒レベルを適用すると発表し、国民及び在住者に対し、ワクチン接種及びブースター接種を推進するよう要請しました。

○ 各レベル別の規制措置は以下のとおり。

(ア) 緑色レベル(9月3日～)

(i) ワクチン接種の有無に関わらず利用可能なサービス・活動

商店・ショッピングモール、教育機関・トレーニング施設での受講(選択制)、私邸での社交・集会、レストラン・カフェ、ジム・スポーツ施設・スイミングプール、娯楽施設、サロン・美容室・スパ、政府施設への出入り、屋外の各種イベントや会議の開催、屋外のスポーツ観戦

(ii) ワクチン接種者、感染回復者及び12歳以下の子供に限定されるサービス・活動
映画館、屋内の各種イベントや会議の開催、屋内のスポーツ観戦

(iii)在宅勤務に係る方針

在宅勤務を実施させることが可能。

(イ)黄色レベル

(i)ワクチン接種の有無に関わらず利用可能なサービス・活動

小売店、教育機関・トレーニング施設での受講(選択制)、30名以下による私邸での社交・集会

(ii)ワクチン接種者、感染回復者及び12歳以下の子供に限定されるサービス・活動

ショッピングモール、レストラン・カフェ、ジム・スポーツ施設・スイミングプール、娯楽施設、映画館(収容率30%まで)、サロン・美容室・スパ、スポーツ観戦

(iii)営業継続施設・活動継続業務

ハイパーマーケット、スーパーマーケット、食料品店、パン屋、薬局、ガソリンスタンド、民間医療機関(国家保健規制委員会(NHRA)の通達による一部医療サービスを除く)、銀行、外貨両替店、団体や企業における直接消費者や顧客に接触しない事務業務、輸出入業者、自動車修理店、製造、建設、保守業務、工場、通信分野事業者(当館注:(iii)に関しては、黄、オレンジ、赤の警戒レベルに共通)

(iv)在宅勤務に係る方針

全ての政府機関職員の30%が在宅勤務実施

(ウ)オレンジ色レベル

(i)ワクチン接種の有無に関わらず利用可能なサービス・活動

教育機関・トレーニング施設での受講(選択制)、6名以下による私邸での社交・集会

(ii)ワクチン接種者、感染回復者及び12歳以下の子供に限定されるサービス・活動

ショッピングモール、レストラン・カフェ(屋外の場合50名、屋内の場合は予約につき30名まで)、屋外のジム・スポーツ施設・スイミングプール、屋外の娯楽施設、屋外の映画館、サロン・美容室・スパ(マスク着脱を要さないサービスに限定)、政府施設への出入り、各種イベントや会議の開催(屋外の場合50名、屋内の場合30名まで)、屋外のスポーツ観戦

(iii)営業継続施設・活動継続業務

黄、オレンジ、赤の警戒レベルに共通

(iv)在宅勤務に係る方針

全ての政府機関職員の50%が在宅勤務実施(毎週の抗原検査の義務付け)

(エ)赤色レベル

(i)ワクチン接種の有無に関わらず、緑、黄、オレンジの(i)及び(ii)の全サービ

ス・活動は閉鎖・禁止（レストラン・カフェの利用は宅配若しくはテイクアウトのみ可）、教育機関・トレーニング施設での受講停止及びオンライン受講による代替措置の実施（国際的な試験への参加は除く）

（ii）ワクチン接種者、感染回復者及び12歳以下の子供に限定されるサービス・活動
政府施設への出入り

（iii）営業継続施設・活動継続業務
黄、オレンジ、赤の警戒レベルに共通

（iv）在宅勤務に係る方針
全ての政府機関職員の70%が在宅勤務実施（毎週の抗原検査の義務付け）

（4） 当国におけるワクチン接種について

① 接種可能なワクチンの種類

バーレーン国民及び居住者は、ファイザー・ビオンテック製、アストラゼネカ製、シノファーム製及びスプートニク製の4種類の中から選択することができます。

② 17歳以下の子供に対するワクチン接種

ア 3歳から11歳の子供

3歳から11歳の子供のうち、呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、がん、ダウン症、先天性異常及び肥満といった免疫力の低下を伴う病気に罹患している者に対するワクチン接種（シノファーム製）が承認されました。

イ 12歳から17歳の子供

8月17日から、ファイザー・ビオンテック製に加え、シノファーム製も選択できるようになりました。

なお、17歳以下のワクチン接種については、いずれも保護者の同意と立会いが必要。

③ ブースター接種

ア シノファーム製ワクチンを接種した40歳以上の者

シノファーム製ワクチンを2回接種した40歳以上の者は、シノファーム製かファイザー・ビオンテック製かいずれかのブースター接種を受けることができます。

イ 60歳以上の者及び免疫不全者

ファイザー・ビオンテック製若しくはアストラゼネカ製ワクチンを2回接種してから6か月経過した60歳以上の者及び免疫不全者は、ファイザー・ビオンテック製か、1・2回目に接種したワクチンと同じ種類かいずれかのブースター接種を受けることができます。

④ 当国におけるワクチン接種状況(9月1日時点)

総人口約147万人(2020年時点)のうち、1回目のワクチン接種者総数は114万7647人、2回目のワクチン接種者総数は108万9404人、ブースター接種者総数は25万5723人。

また、7月30日に80%を目標として掲げた40歳以上のブースター接種対象者25万4870人のうち、接種者数は20万4452人(80.2%)となり、目標達成。

2 バーレーン国際空港からバーレーンへ入国する場合

(1) オンアライバルビザ

バーレーン国際空港では、オンアライバルビザの発給を行っております。日本国旅券を所持している方は、審査上問題が無ければ、バーレーン国際空港にてオンアライバルビザの発給を受けることが可能です。

(2) レッドリスト国からの入国者

過去14日間に、レッドリスト国(※)に滞在した渡航者(トランジットを含む)は、バーレーン国民及び在住者を除き、入国が禁止されています。

バーレーン国民及び在住者でレッドリスト国からの入国者は、ワクチン接種の有無に関わらず、

- ① 搭乗48時間以内に実施されたPCR検査のQRコード付き陰性証明書の提出(5才以下を除く)
- ② 到着時、5日目及び10日目のPCR検査の実施(5才以下を除く)
- ③ 10日間の隔離(自宅もしくは政府指定隔離施設)が必要となります。

※レッドリスト国(26か国)

スリランカ、バングラディッシュ、ネパール、ベトナム、モザンビーク、ミャンマー、ジンバブエ、モンゴル、ナミビア、メキシコ、チュニジア、イラン、南アフリカ、インドネシア、イラク、フィリピン、マレーシア、ウガンダ、ジョージア、ウクライナ、マラウィ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、スロベニア、エチオピア、コスタリカ及びエクアドル(9月3日追加)

(3) 非レッドリスト国(日本を含む)からの入国者(ワクチン非接種者の場合)

- ① 搭乗72時間以内に実施されたQRコード付き陰性証明書(※)の提出(5才以下を除く)
- ② 到着時、5日目及び10日目のPCR検査の実施(5才以下を除く)
- ③ 10日間の隔離(自宅もしくは政府指定隔離施設) (12才以下は5

日間の隔離)

が必要となります。

※ これまで日本からバーレーンに入国する者についても、QRコード付き陰性証明書の提出が求められていましたが、現在、日本、韓国及び香港からの入国者が提出する陰性証明書については、QRコード付きであることは求められなくなりました。

本件については、下記エミレーツ航空ウェブサイトにも記載されています。他の航空会社を利用される方は、念のため、各利用航空会社にご確認ください。

【エミレーツ航空（「Bahrain」と入力）】

<https://www.emirates.com/english/help/covid-19/travel-requirements-by-destination/>

- (4) 非レッドリスト国（日本を含む）からの入国者 （ワクチン接種者(※)の場合)

バーレーン、GCC諸国（カタール除く）、ワクチン接種証明相互認証合意国（イスラエル、ハンガリー、ギリシャ及びキプロス）及びオンラインビザ発給対象国（日本を含む69か国）で発行されたワクチン接種証明書保持者は、上記（3）のうち、①陰性証明書の提出、③10日間の自己隔離が免除。

【注意】②到着時、5日目及び10日目のPCR検査は、全ての入国者に求められます。

※ バーレーンで「ワクチン接種者」とは、2回目のワクチン接種日から14日経過した者を指します。したがって、2回目のワクチン接種から14日経過していない者は、ワクチン非接種者として扱われますのでご注意ください。

- (5) ワクチン接種証明の提示

ア バーレーン及びGCC諸国（カタール除く）にてワクチンを接種した者は、各国公式アプリの接種証明画面をバーレーン到着時に提示してください。

イ ワクチン接種証明相互認証合意国並びにオンラインビザ発給対象国でワクチンを接種した者は、各国で発行された接種証明書をバーレーン到着時に提示すれば、ワクチン接種認証カードが交付されます。

- (6) PCR検査実施の流れ

PCR検査実施対象者は、バーレーン国際空港到着後、入国審査を終えましたら、PCR検査会場に案内されます。検査会場では、「BeAware Bahrain」アプリ（行動追跡アプリであり、ワクチン接種、PCR検査の予

約等にも使われる)を携帯電話にインストールするよう指示され、その後PCR検査を受ける流れとなっております(以上の手順により、通常よりも入国までに時間がかかりますのでご注意ください)。

(7) 10日間の隔離

自宅若しくは政府指定隔離施設において10日間の隔離措置が課される者は、隔離する旨の誓約書への署名が求められます。

自宅で隔離措置を行う場合は、本人の自宅であるかどうかを確認するため、電気料金明細書や賃貸契約書等の提示が求められます。

指定隔離施設を利用する場合は、御自身で当該施設に連絡して予約する必要があります。宿泊費用は、全て自己負担となります。

空港から自宅や指定隔離施設までの移動には、タクシー等の公共交通機関を利用することが可能です。また、指定隔離施設によっては空港までの送迎サービスを提供しているところもあるとのことです。

※ バーレーン政府指定隔離施設(全て食事付き)

<https://www.nhra.bh/Departments/HCF/?page=159> 下段

HCF List – List Of Approved Quarantine Facilities

に最新の利用可能施設のリストがあります。

(8) 5日目及び10日目のPCR検査

保健省が実施している検査の会場は以下の3か所です。

- ① Bahrain International Exhibition & Convention Centre
- ② Bahrain International Circuit
- ③ Rashid Equestrian and Horse Racing Club

いつ、どの会場でPCR検査を受検するかについては、保健省からBeAwareアプリを通じて連絡があります。

(9) 検査費用

到着時、5日目及び10日目の計3回のPCR検査費用合計36BDを到着時に支払う必要があります(現金、クレジットカードでの支払いが可能)。

3 コーズウェイ(サウジアラビア)からバーレーンへ入国する場合

(1) オンアライバルビザの発給停止

有効な査証又はCPRを所持している方は、コーズウェイを通じてサウジアラビアからバーレーンに入国することが可能ですが、現在、コーズウェイでは、オンアライバルビザの発給を停止しておりますので、有効な査証又はCPRを所持していない方は、e-VISAを事前に取得する必要があります。

(2) ワクチン接種者及び新型コロナ感染回復者

ワクチン接種証明若しくは新型コロナ感染回復者証明と入国前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書を提示する必要があります(5才以下は免除)。

(3) ワクチン非接種者

コースウェイからの入国は認められておりません。コースウェイの検疫所でのPCR検査も実施されておりません。

4 当館からのお願い

万が一新型コロナウイルスに感染した場合には、当館までご連絡ください。

【参考】

○バーレーン保健省

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

○BHnews (インスタグラム)

<https://www.instagram.com/bhnews.eng/>

○外務省 (海外安全HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省

・新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

・感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

【問合せ先】

在バーレーン日本国大使館 領事部

メールアドレス : nippon@bh.mofa.go.jp

電話 : 1771-6565

緊急連絡先 : 3945-5427